

リスク分担の考え方及び責任分担について

1 リスク分担の基本的な考え方

本工事等においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と受注者が適正にリスクを分担することを基本とする。したがって、受注者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には受注者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負う。

2 予想されるリスクと責任分担

市と受注者とのリスク分担は、原則として「リスク分担表」によることとする。

3 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は受注者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担する。また、市及び受注者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、公告等において示し、詳細については契約書において定める。

リスク分担表

[凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

1 共通事項

リスク項目		No.	リスクの内容	リスク分担	
				市	受注者
制度 関連 リスク	法令 変更 リスク	1	本工事等に直接関係する根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
		2	本工事等のみならず広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制 変更 リスク	3	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		4	法人税に関する変更		○
		5	消費税、法人税以外で本工事等に直接関係する新税の成立や税率の変更	○	
	許認可 等リスク	6	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		7	業務の実施に関して受注者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変 更リスク	8	政策変更（事業の取りやめ、複合化、その他）等による事業への影響	○ ※2	△ ※2
社会 リスク	住民 対応 リスク	9	本工事等の方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		10	受注者が行う調査、整備に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境 リスク	11	受注者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
	第三者 賠償 リスク	12	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		13	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可効力リスク	14	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3	
物価変動リスク	15	物価変動にかかる請負金額の変更	○ ※4	○ ※4	

2 設計・施工段階

リスク項目	No.	リスクの内容	リスク分担		
			市	受注者	
設計・施工 条件リスク	16	設計図書の仕様等に重大な誤りがあった場合	○		
	17	受注者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○	
	18	受注者が実施した測量、調査の結果、既存の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○		
計画 リスク	設計 リスク	19	受注者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更 リスク	20	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
施工 リスク	施工費 増加リスク	21	受注者の責めに帰すべき事由による施工費の増加		○
		22	市の責めに帰すべき事由による施工費の増加	○	
	工事 遅延 リスク	23	受注者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合		○
		24	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○ ※5	
	施設損傷 リスク	25	工事により既存施設等が損傷した場合		○
		26	市の責めに帰すべき事由により、既存施設等が損傷した場合	○ ※5	
工事監理リスク	27	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
要求性能未達 リスク	28	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	
技術進歩リスク	29	計画・施工段階における技術進歩に伴い、市の判断により設計施工内容に変更が必要となる場合	○		

【注釈】

※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、受注者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。

※2 政策変更（事業の取りやめ、複合化、その他）等による本工事等への影響により、受注者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、契約締結前に議会で承認が得られない等の理由で事業が取りやめになった場合は、市と受注者は、それぞれ、それまでに発生した費用を負担するものとする。

※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は受注者に損害賠償請求を行わないこととし、受注者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または受注者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを受注者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、契約書において提示する。

※4 契約約款第25条の「賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更」について、賃金又は物価変動前の基準となる価格については、契約日を基準とする。工事遅延に伴う税制の変更に起因する増加費用を含む。 ついては、契約約款第3条2項に規定する工事明細内訳書は、この基準時点の単価で作成すること。

※5 「市の責めに帰すべき事由」には、市の職員、学校関係者、児童等の通常利用者によるものも含む。